

京都市交通局管理規程 6-5 (京都市乗合自動車乗車券様式規程)

の一部を次のように改正する。

平成16年7月16日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

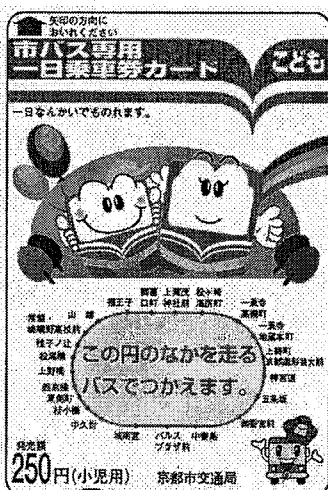
第3条第27号を次のように改める。

(27) 一日乗車券カード

ア 大人用



イ 小児用



附 則

この改正規程は、平成16年7月24日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)